

平成 26 年 6 月 27 日

お客様各位

「外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）」に関するお客さまへのお願い

拝啓 平素は格別のお引き立てをいただき、誠にありがとうございます。

当社は平成 26 年 7 月より、米国の「外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）」（以下「FATCA」という）による確認手続きを行います。

FATCA とは、米国人による海外（米国から見た外国）の金融口座を利用した資産隠しや租税回避を阻止することを目的としており、米国内国歳入庁（IRS）が米国外の金融機関に対し、顧客が米国納税義務者であるかを確認すること等を求める法律です。

当社ではお客様がお取引をする際に、米国納税義務者であるかの確認をし、該当する場合には IRS あてにお客様の口座情報等の報告をさせていただきます。

記

●報告対象となるお客様について

FATCA 上で「特定米国人」と定められた、以下のお客様が報告対象の米国納税義務者となります。

(1)個人

- ・ 米国市民(米国籍) ・ 米国永住権保有者 ・ 米国居住者

※米国居住者とは、一般的に米国での滞在日数が直近 3 年間で 183 日以上の方をいいます。183 日以上の要件となる日数は、学生ビザ・交換留学生ビザなどでの滞在日数を除き、申告される年の米国滞在日数に、前年の滞在日数の 3 分の 1 および前々年の滞在日数の 6 分の 1 を加えて計算した結果が 183 日以上で、かつ申告される年の滞在日数が 31 日以上である場合です。

(2)法人

- ・ 米国法人（米国設立の事業体） ・ 米国で組成された事業体
- ・ 米国人所有の外国事業体

※米国人所有の外国事業体とは、一人以上の特定米国人が 25%を超える議決権または価値を有する場合をいいます。

尚、上記該当者の中で、米国人が租税回避に利用する可能性が低い米国法人や米国事業体は特定米国人の定義から外れます。

【特定米国人に該当しない例(報告対象外)】

・米国上場法人 ・米国政府 ・米国非課税団体 ・米国銀行 など

●FATCA における確認手続きについて

当社は、お客様が FATCA 上で定める「特定米国人」に該当するか否かを確認するため、口座開設時に、書面等によるお客様ご自身からのご申告、及び本人確認書類の提示をお願いしております。

なお、お客様が特定米国人である場合もしくはその可能性がある場合には、上記に加えて、別途必要書類をご提出いただきます。

又、取引中のお客様に於いても、米国への移住などご契約者の状況が変化した場合にも、別途書類が必要となります。

※ご契約期間中に、渡米される場合には事前に当社までお知らせください。あわせて、渡米等の環境の変化等によって、「特定米国人・米国人所有の外国事業体」に該当することとなった場合は、当社までご連絡いただきますようお願いいたします。

お客様が金融機関の場合には、FFI(外国金融機関)として登録されていることを確認させていただく場合があります。

●確認手続きにご協力いただけない場合について

当社は、口座開設を予定されているお客様で、確認手続きに応じていただけない場合や、IRS への報告にご同意いただけない場合には、口座開設をお断わりさせていただきます。また、口座開設済みのお客様については、日米租税条約上の規定に基づく IRS からの要請があった場合には、日本当局を通じてお客様の情報を IRS に提供させていただきます。

なお、FATCA に基づき、当社が取得したお客様の個人情報については、FATCA 上の目的のみに使用致します。

以上